



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 大倉工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 高濱 和則
(コード：4221 東証第1部)
問合せ先 代表取締役常務取締役コーポレートセンター担当
兼経理部長 豊田 員史
(TEL. 0877-56-1111)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、平成 28 年 3 月 23 日開催予定の当社第 96 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員等人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るためであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 23 日開催予定の当社第 96 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正会社法」という。）により導入された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、定款の一部を変更するものであります。
- ② 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記の各変更に伴う条数の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 28 年 3 月 23 日

定款変更の効力発生予定日 平成 28 年 3 月 23 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数ならびに選任)</p> <p>第18条 当社の取締役は20名以内とし、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を置き、取締役会長、取締役副社長および専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数ならびに選任)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は20名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とし、いずれも株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役社長1名を置き、取締役会長、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 <u>2. 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>常勤の監査等委員</u>) 第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数ならびに選任方法) <u>第28条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期) <u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) <u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第31条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第32条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則) <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>第35条～第39条 (条文省略)</p>	第32条～第36条 (現行どおり)
<p>(配当金の排斥期間) 第40条 (条文省略)</p>	(配当金の除斥期間) 第37条 (現行どおり)